

◎新潟県教育委員会訓令第8号

教育庁本庁
出先機関
教育機関
県立学校

新潟県教育委員会事務委任規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成24年9月1日から実施する。

平成24年8月3日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（出先機関及び教育機関の長への共通委任）</p> <p>第3条 次に掲げる事務は、出先機関及び教育機関の長に委任する。</p> <p>(1)～(4)の2（略）</p> <p>(5) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業及び職務専念義務の免除の承認等を行うこと（出先機関又は教育機関の長の5日以上に係るもの（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年新潟県人事委員会規則第8-55号）第15条第1項第13号に規定する休暇（以下「夏季休暇」という。）を除く。）、研修及び兼職に係るもの並びに結核性疾患に係るものうち1日を単位とするものを除く。）。</p> <p>(5)の2～(9)（略）</p> <p>（県立学校長への委任）</p> <p>第5条の2 次に掲げる事務は、県立学校長に委任する。</p> <p>(1)（略）</p> <p><u>(1)の2 職員の旅行の命令をすること。</u></p> <p><u>(1)の3 職員の旅行の復命を受けること。</u></p> <p>(1)の4（略）</p> <p>(1)の5（略）</p> <p>(1)の6 <u>職員の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除の承認等を行うこと（年次休暇（県立学校長の5日を超えるものに限る。）、病気休暇（1月を超えるもの及び県立学校長に係るものに限る。）、県立学校長の特別休暇（夏季休暇を除く。）、介護休暇（1月を超えるもの及び県立学校長に係るものに限る。）並びに県立学校長の職務専念義務の免除の承認等を行うことを除く。）。</u></p> <p>(2)～(10)（略）</p>	<p>（出先機関及び教育機関の長への共通委任）</p> <p>第3条 次に掲げる事務は、出先機関及び教育機関の長に委任する。</p> <p>(1)～(4)の2（略）</p> <p>(5) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業及び職務専念義務の免除の承認等を行うこと（出先機関又は教育機関の長の5日以上に係るもの（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年新潟県人事委員会規則第8-55号）第15条第1項第13号に規定する休暇を除く。）、研修及び兼職に係るもの並びに結核性疾患に係るものうち1日を単位とするものを除く。）。</p> <p>(5)の2～(9)（略）</p> <p>（県立学校長への委任）</p> <p>第5条の2 次に掲げる事務は、県立学校長に委任する。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(1)の2（略）</p> <p>(1)の3（略）</p> <p>(1)の4 <u>職員の部分休業及び修学部分休業の承認をすること。（校長に係るものを除く。）</u></p> <p>(2)～(10)（略）</p>